

静岡県立大学看護教育充実計画

平成24年3月

静岡県

(平成27年12月改定)

目 次

はじめに

第 1 静岡県立大学短期大学部看護学科の 4 年制への移行の必要性

1	看護教育を取り巻く状況	1
(1)	看護職員及びそれを取り巻く状況	1
ア	看護職員に求められる役割の変化	1
イ	新卒看護職員の離職状況	1
(2)	看護系大学の状況	1
ア	大学の状況	1
イ	看護系 4 年制大学、短期大学の現状	2
ウ	公立看護短期大学の 4 年制大学化	2
(3)	看護教育をめぐる国の動き	2
ア	看護基礎教育の考え方	2
イ	看護系人材養成の考え方	2
2	静岡県立大学短期大学部看護学科の状況	3
(1)	県内の高校生の進学動向	3
ア	高校生の進学状況	3
イ	高校生の進学志向	3
(2)	静岡県立大学看護学部・短期大学部看護学科の状況	4
ア	短期大学部看護学科の受験状況	4
イ	短期大学の看護教育の限界	4
ウ	短期大学部看護学科入学者の併願状況	4
エ	短期大学部看護学科卒業生の状況	4
オ	短期大学部看護学科教員の離職状況	4
(3)	県内病院関係者の大学卒看護職員の採用意向	5
3	静岡県立大学短期大学部看護学科の 4 年制への移行	5

第2 静岡県立大学が提示した看護教育の方向性に対する静岡県の対応

1 「静岡県立大学看護教育拡充基本計画」の主な内容	6
（1）看護学部統合の基本方針	6
（2）統合後の人材養成の方針	6
（3）特色ある看護教育	7
2 看護職員養成機関の看護基礎教育の重要性	7
（1）看護職員に求められる役割の拡大	7
（2）看護職員に求められる能力	7
（3）看護職員養成機関の看護基礎教育の重要性	8
3 「静岡県立大学看護教育拡充基本計画」に対する静岡県の評価及び対応	8
（1）この基本計画に掲げる看護学部統合の基本方針及び人材養成の方針の評価	8
（2）県立大学が行うとする特色ある看護教育の評価	8
ア 国際舞台で活躍できる看護職員養成	8
イ 災害時に対処できる看護職員養成	9
ウ 県立大学ならではの特色ある看護教育	9
エ 社会人を対象とした看護教育	9
（3）静岡県の対応	9

○静岡県立大学の看護統合に係る取組

はじめに

県立大学の設置・運営を行う静岡県公立大学法人は、平成 19 年 4 月の設立以降、地域社会の要望に応え得る有為な人材の育成に努め、優れた教育・研究の成果を地域社会に還元するなど、より魅力ある大学づくりを積極的に進めてきた。

看護職員の養成については、県内の看護職員が不足している中、看護学部及び短期大学部看護学科がその養成機関として重要な役割を担っている。

医療が高度化、複雑化していく中で、最適な医療を効果的に提供するため、看護職員には、幅広い知識や優れた技術のほか、自ら主体的に考え行動する力やコミュニケーション能力など、これまで以上に高い能力が求められてきている。

このような中、県立大学は、県内の医療関係団体の代表者や県内外の有識者の意見を伺うとともに、看護教育を取り巻く状況を踏まえ、有為な人材を育成し地域に還元していくため検討を重ねた結果、看護学部と短期大学部看護学科を統合し、より質の高い看護教育を行うこととする「静岡県立大学看護教育拡充基本計画」を策定し、平成 23 年 11 月に県に提出した。

県は、静岡県公立大学法人に対し、教育研究の進展や時代の変化、地域社会の要請等に的確に対応するための教育研究組織のあり方について、不断に検討し適切に見直しを行うよう、中期目標により示しているところである。そのため、この中期目標に沿った県立大学が行うとする看護教育の充実について、設立団体として、地方独立行政法人法に基づく支援を行うこととしている。

県は、平成 23 年 2 月県議会において、「医療の高度化や看護ニーズの多様化に対応できる、幅広い知識や優れた技術を備えた看護師の養成を一層進めるため、静岡県立大学短期大学部看護学科の 4 年制への移行を進めていく。」との方向性を示したところである。そのため、この計画では、県立大学が提出した計画が、地域社会の要望に応え得る有為な人材を育成し、地域社会の発展に積極的に寄与するものであることを確認し、地方独立行政法人法に基づく設立団体として県が行う支援のあり方を検討する。

第 1 静岡県立大学短期大学部看護学科の 4 年制への移行の必要性

1 看護教育を取り巻く状況

(1) 看護職員及びそれを取り巻く状況

ア 看護職員に求められる役割の変化

- ・ 医療の高度化、複雑化はますます進展し、医療依存度が高く、複数の疾病を有する患者に対し、さまざまな知識を統合して看護を提供することが求められている。
- ・ 今後の医療機関における複雑かつ専門的な医療の進展や在宅医療の推進に伴い、医療の効率性、安全性の担保及び質の向上のために、看護職員と医師との役割分担・協働が進展し、看護職員に求められる役割はより一層広がることが想定される。また、看護職員と薬剤師・その他のコメディカル(※1)・介護職・事務職等との役割分担・協働も進展することが予測される。

(厚生労働省医政局「看護基礎教育のあり方に関する懇談会 論点整理 平成 22 年 7 月 31 日」から引用)

(※1)コメディカル 医師と協働して患者の治療・ケアにあたる臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、栄養士などの医療スタッフ

イ 新卒看護職員の離職状況

- ・ 依然として、全国的に看護職員の確保が困難となっている状況の中で、新卒看護職員の早期離職が課題の一つとなっている。
- ・ 社団法人 日本看護協会の「2004 年 新卒看護職員の早期離職等実態調査」によると、新卒看護職員の職場定着を困難にしている要因で、最も多かった回答は、病院側では「基礎教育終了時点の能力と看護現場で求める能力とのギャップ」であり、新卒看護職員では「仕事を継続するに当たり配属部署の専門的な知識・技術が不足している」とのことであった。

(2) 看護系大学の状況

ア 大学の状況

- ・ 平成 10 年度から平成 22 年度までに、18 歳人口は約 162 万人から約 122 万人へと約 40 万人減少した。一方で、大学進学率は上昇し、大学入学者数は約 59 万人から約 62 万人へと増加している。しかし、短期大学入学者数は約 19 万人から約 7 万人へと減少している。
- ・ 全国の大学では学校数・学生数(入学定員)ともに増加傾向であり、この結果、学校間の競争がより激しくなっている。

イ 看護系4年制大学、短期大学の現状

- ・看護職員養成を行う4年制大学は、昭和60年度には全国で9校であったが、平成23年度には194校と増加し続けている。一方、看護系短期大学は、平成9年度の80校をピークとして減少を続けており、平成23年度には27校となっている。(文部科学省医学教育課調べ)

ウ 公立看護短期大学の4年制大学化

- ・公立看護短期大学は、平成9年度に32校であったが、その後4年制大学化が進み、平成23年度には3校(静岡県立大学短期大学部、川崎市立看護短期大学、島根県立大学短期大学部)のみとなっている。このうち、島根県立大学短期大学部が平成24年度から4年制大学になるため、公立看護短期大学は、全国で残り2校のみとなる。

(3) 看護教育をめぐる国の動き

ア 看護基礎教育の考え方

- ・「看護基礎教育は、将来、大学教育に移行」という意見

厚生労働省に設けられた「看護基礎教育のあり方に関する懇談会」の論点整理では、「看護基礎教育は充実されるべきであり、教員の資質の向上をはじめ、そうした教育を提供するのに相応しい体制や環境を確保していく必要がある。」としている。具体的な方策として、「学生の大学進学志向を踏まえると、看護職員確保という観点からも、大学教育に移行すべきである。」との意見が示された。なお、「大学での養成に一律に限定するのではなく、現行の多様な養成課程を量・質両面から評価し、教育の充実に向けて必要な改善を図る。」との意見も併せて示されている。(平成20年7月)

- ・看護師・保健師・助産師教育の充実

国は、看護職員の資質及び能力の一層の向上や看護職員を一層魅力ある専門職とするため、保健師助産師看護師法を改正した。改正の内容は、看護師国家試験の受験資格の1番目に「大学」を明記し、保健師・助産師の教育年限をそれぞれ「6ヶ月以上」から「1年以上」に延長したものである。(保健師助産師看護師法の一部改正(平成21年法律第78号)平成22年4月1日施行)

イ 看護系人材養成の考え方

- ・大学における看護系人材養成の考え方

<学士課程>

文部科学省に設けられた「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」の最終報告において、学士課程では、長い職業生活においてあらゆる場や利用者のニーズに対応できる応用力のある国際性豊かな看護系人材の養成を目指すことが示されるとともに、保健師教育については、大学による選択制の導入を可能とする旨が明記された。

＜修士課程＞

修士課程では、看護学の学術研究を通じて社会に貢献できる研究者や教育者、特定領域の高度専門職業人、医療専門職の協働においてマネジメント能力を発揮できる人材の養成を目指すことが示された。(平成 23 年 3 月)

・ 特定看護師（仮称）の検討

厚生労働省に設けられた「チーム医療の推進に関する検討会」では、医療の安全と患者の安心を十分に確保しつつ、看護師の専門性を活かして医療サービスの質をより一層向上させるためには、看護師により実施することが可能な行為を拡大することと併せて、一定の医学的教育・実務経験を前提に専門的な臨床実践能力を有する看護師（特定看護師（仮称））が、従来、一般的には「診療の補助」に含まれないものと理解されてきた一定の医行為を医師の指示を受けて実施できる新たな枠組みを構築する必要があるとした。(平成 22 年 3 月)

なお、平成 22 年度からは、国の指定を受けた大学等で特定看護師（仮称）養成試行事業が実施されており、現在、この養成課程を修了した看護師の協力を得て、特定看護師（仮称）業務試行事業の実施施設の指定を受けた病院等において、医療現場での業務試行が行われている。

2 静岡県立大学短期大学部看護学科の状況

(1) 県内の高校生の進学動向

ア 高校生の進学状況

- ・ 本県の 18 歳人口のうち、4 年制大学に進学した者の割合は、平成 7 年度の 31.0% (全国平均 32.1%) から平成 22 年度の 47.9% (全国平均 51.0%) と全国平均をやや下回るものの右肩上がりに上昇している。
- ・ 一方、短期大学に進学した者の割合は、平成 7 年度は 14.6% (全国平均 13.1%) であったものが平成 22 年度には 5.0% (全国平均 5.9%) と全国平均に比べ、減少幅が大きい。

(学校基本調査 文部科学省実施)

イ 高校生の進学志向

- ・ 県立大学短期大学部が行ったアンケート調査では、高校生は、4 年制大学への進学志向が高く、進学を希望する理由としては、「資格を取得したいから」が最も多い。
- ・ 県立大学短期大学部の教育内容に興味関心をもつ高校生のうち、31.9% が 4 年間の教育を希望している。

(平成 19 年 3 月「短期大学に関するアンケート～高校生～」県立大学短期大学部実施)

(2) 静岡県立大学看護学部・短期大学部看護学科の状況

ア 短期大学部看護学科の受験状況

- ・ 県立大学短期大学部看護学科の平成 18 年度から 23 年度までの志願倍率は、4～6 倍程度と、県立大学看護学部の志願倍率の 3～4 倍程度と比べると高い状況であるが、合格者数の受験者数に占める割合を示す競争率(実質倍率)は、2 倍前後となっており、県立大学看護学部の 3 倍前後に比べると低い状況となっている。

イ 短期大学の看護教育の限界

- ・ 大学、短期大学における看護教育は、教養教育において幅広い知識や創造的思考力を身に付けた上で、看護の専門的な知識や技術を習得することから、批判的(クリティカル)思考力(※2)や創造性の涵養、研究能力が養えとされている。
- ・ しかし、3 年制の短期大学部看護学科は、教養教育を含む講義を実質 2 年間で行い、1 年間は実習を行うため、充実した教養教育を基盤に 4 年間で学生自らが学ぶことを主眼に置いて教育を行っている県立大学看護学部と比べ、十分な看護の知識や技術を学生に身に付けさせることが困難な状況となっている。

(※2)批判的思考力 物事や情報を見聞きしたままに受け取るのではなく、客観的、論理的に分析し、理解、判断する習慣

ウ 短期大学部看護学科入学者の併願状況

- ・ 短期大学部看護学科の平成 23 年度一般選抜での入学者 55 人に行ったアンケートの結果、約 9 割の学生が他校を受験していたが、このうち、4 年制大学を受験した割合が 85.7%と非常に高い。
(平成 23 年 4 月 静岡県立大学短期大学部入学に関するアンケート)

エ 短期大学部看護学科卒業生の状況

- ・ 短期大学部看護学科卒業生のうち、毎年 10%以上が、更なる専門資格や学士資格を得るため進学しており、卒業生の進学志向が高い。
- ・ 平成 19 年に県立大学短期大学部が実施した「短期大学に関するアンケート結果報告書～卒業生～」によると、短期大学部卒業生は、表現力やプレゼンテーション能力、幅広い知識・教養といった総合的な能力の向上を求めている。これは、社会に出て医療・福祉系の専門職として働く上で、学生時代の専門的な知識・技術以外の幅広い教育が望まれていることによるものと言える。

オ 短期大学部看護学科教員の離職状況

- ・ 全国的に大学の看護学部及び看護系大学院の設置が相次ぎ、看護分野の教員の流動性が高くなっている中で、短期大学部看護学科教員においては、キャ

リアアップのためとみられる退職者は多く、県立大学看護学部や短期大学の他の2学科に比して教員の定着率が低く、流出が大きい。

- ・ 優秀な看護系教員候補者の4年制大学及び大学院における需要は大きく、短期大学看護学科における優秀な教員確保は、今後ますます困難な状況となることが予想される。

(3) 県内病院関係者の大学卒看護職員の採用意向

- ・ 県立大学看護学部が県内の100床以上の病院の看護部長に対して行った調査では、養成課程別の採用意向に関し、看護系大学卒が64.3%、看護専門・専修学校卒が16.7%、看護系短大卒が4.8%、優先順位なし・不明が14.2%と、大学卒の看護職員採用意向が最も高かった。また、看護系大学卒看護職員を積極的に採用したいとの回答が73.8%であった。そのほか、高校生に勧める看護養成課程の第1位も看護系大学で、82.9%であった。(平成20年4月 アンケート調査 県立大学看護学部実施)

3 静岡県立大学短期大学部看護学科の4年制への移行

これまで、短期大学部看護学科では、看護職員になるために必要な基礎的知識や実践能力を備えた人材を、3年という限られた期間で養成してきた。

しかし、近年の医療の高度化や看護ニーズの多様化に的確に対応していくためには、教養教育や、看護職員となるための専門教育の一層の充実が求められるほか、就業後も最新の看護を自ら学び続ける能力を身に付けるための教育も必要となってきた。

また、全国の動向を見ても、看護系公立短期大学の4年制への移行が急速に進んでおり、高校生の4年制大学志向もあいまって、将来、学生の確保が困難になることも懸念される。

さらに、短期大学部看護学科の教員確保が今後ますます困難な状況になることや、病院の大学卒看護職員の採用意向が高い等の状況を考慮する必要がある。

以上のことを踏まえて、県立大学は短期大学部看護学科を廃止し、看護学部統合することにより、より質の高い看護教育を行うとする「静岡県立大学看護教育拡充基本計画」を策定し、平成23年11月に県に提出した。

第2 静岡県立大学が提示した看護教育の方向性に対する静岡県の対応

第1では、3年制の短期大学部看護学科を廃止し、4年制の看護学部へ統合することの必要性について説明してきたが、第2では、県立大学が策定した「静岡県立大学看護教育拡充基本計画」の内容が、地域社会の要望に応え得る有為な人材を育成し、地域社会の発展に積極的に寄与するものであることを確認した上で、県のこの計画への対応について述べることにする。

1 「静岡県立大学看護教育拡充基本計画」の主な内容

(1) 看護学部統合の基本方針

- ・ 看護教育を取り巻く状況を踏まえ、有為な人材を育成し地域に還元していくため、3年制の短期大学を4年制の大学教育に発展的に統合し、より質の高い看護教育を行うことで、地域の公的教育機関としての役割を担う。

現状	(単位：人)			統合後	(単位：人)		
	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員		入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
県立大学看護学部	55	10	240	⇒	120	25	530
短期大学部看護学科	80	—	240		—	—	—
計	145		480		145		530

- ・ 統合時期については、平成26年4月を目途とする。
- ・ 編入学定員の増員時期については、平成30年4月とする。

(2) 統合後の人材養成の方針

人間尊重の理念に基づき、変動する社会の要請に応じて、看護職員の役割を認識し、専門的知識・技術に裏付けられた判断によって、主体的に行動できる人材を育成するとともに、将来に渡って保健・医療・福祉における課題に積極的に取り組み、人々の健康生活の向上に寄与する人材を育成する。

また、県立大学の公的教育機関という性格に鑑み、病院を含めた地域のさまざまな機関において健康の護り手として活躍する、看護判断力と実践能力を身に付けた質の高い看護師及び保健師を養成する。

卒業後は、県内の医療機関、保健福祉施設、行政機関等を中心に、全国的に、更には国際的にも活動の場を発展させ、保健・医療・福祉関連のさまざまな領域で社会に貢献できる人材を輩出する。

【養成する人材】

- ・ 科学的論理的思考能力を持ち、質の高い看護を実践できる人材の育成
- ・ 研究能力と自己学習能力を持ち、時代の変化に対応できる創造的な看護職員の養成

- ・ チーム医療の中で看護の専門性を発揮できる人材の育成
- ・ 地域の保健医療ニーズに的確に応え、活躍できる看護職員の養成
- ・ 国際的視野を持ち、多様な文化や価値観を認め、深い人間性と高い倫理観を持って社会に貢献できる看護職員の養成
- ・ 災害時に貢献できる看護職員の養成

(3) 特色ある看護教育

項 目	養 成 す る 人 材
国際舞台で活躍できる看護職員養成	国際保健医療活動を理解するための講義・研修や国際交流の推進を図り、海外の多様な文化、社会制度等を理解し、国際協力や支援に携わる手法を身に付けた看護職員を養成
災害時に対処できる看護職員養成	災害発生直後の緊急的な看護活動から復興期における心のケアまでの長期的な看護活動に対処できる能力を持った看護職員の養成
県立大学ならではの特色ある看護教育	総合大学としての教育研究資源を活用し、チーム医療の中で、薬剤師、管理栄養士など他職種との連携・コーディネート能力を発揮できる看護職員や、健康問題の解決に取り組み、療養支援及び健康生活支援ができる看護職員を養成
社会人を対象とした看護教育	看護職員の生涯教育を支援 助産師、認定看護師及び専門看護師の養成並びに国の制度化の動向等に応じた大学院での特定看護師（仮称）の養成に係る対応を検討

2 看護職員養成機関の看護基礎教育の重要性

(1) 看護職員に求められる役割の拡大

- ・ 少子高齢化や疾病構造の変化等に伴う医療需要の増大及び多様化により、近年の医療は高度化・専門化の傾向にあり、看護業務も高度専門医療の一翼を担うものから慢性疾患・在宅療養患者等の訪問看護に至るまで、その果たす役割は拡大している。また、看護職員には、患者や家族の要請に応じた医療・看護サービスの担い手として、患者の生活の質の向上を目指した療養支援を行う必要があり、人々の暮らしに視点を置いた看護が求められている。

(2) 看護職員に求められる能力

- ・ 看護教育を取り巻く全国的な状況と同様に、本県においても、医療の高度化・専門化、看護の多様化が進む中で、最適な医療を効果的に提供するため、看護職員には、幅広い知識や優れた技術など、これまで以上に高い能力が求められている。

(3) 看護職員養成機関の看護基礎教育の重要性

- ・ こうしたことを踏まえ、県民が、いつでも、どこでも安心して必要な保健医療サービスが受けられるようにするためには、医師の確保だけでなく、質の高い看護職員の確保が必要であり、看護職員養成機関における看護基礎教育に加え、資格取得後も新人看護職員研修をはじめ段階的に教育を受けることが求められている。看護教育は生涯に渡るものであるが、特に養成段階において、自ら主体的に考え行動する力やコミュニケーション能力など看護職員としての資質を習得することが、看護職員となった時点での能力や、その後の能力向上に大きく影響するため、医療の高度化や看護ニーズの多様化に対応できる看護職員の養成には、看護職員養成機関における看護基礎教育の充実・向上が重要である。

3 「静岡県立大学看護教育拡充基本計画」に対する静岡県の評価及び対応

(1) この基本計画に掲げる看護学部統合の基本方針及び人材養成の方針の評価

- ・ 県は、県立大学を設置・運営する静岡県公立大学法人に対し、6年間（平成19～24年度）に達成すべき業務運営に関する「中期目標」を定めている。その「基本的な目標」として「時代の要請及び地域社会の要望に応え得る有為な人材を育成し、社会の発展に積極的に寄与することを目指す大学を設置し、及び管理することを目的とする。」と定めている。これに対し、この基本計画に掲げる看護学部統合の基本方針や人材育成の方針の「より質の高い看護職員の養成」は、地域の保健・医療・福祉における課題に積極的に取り組み、地域社会の発展に積極的に寄与する人材を育成することから、この「中期目標」に適合するものである。
- ・ また、県が定めた総合計画では、「専門看護師や認定看護師、法制化が検討されている特定看護師等、医療現場においてチーム医療の中心的役割を担う質の高い看護職員を養成する。」としている。これに対し、この計画では短期大学部看護学科を廃止し、看護学部統合すること及びこれに併せて、教育内容の充実を図っていくとしており、その内容が、県が推進する資格取得後の質の高い看護職員の養成に資するものとして、多いに評価できる。（静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」（平成22年度～25年度））

(2) 県立大学が行うとする特色ある看護教育の評価

ア 国際舞台で活躍できる看護職員養成

- ・ 世界はますますグローバル化が進み、ヒト・モノ・情報が国境を越えて活発に行き交う大交流時代となっており、世界的な視野に立って対応していくことが求められている。また、県の総合計画において、地域レベルでの国際協

力や国際貢献を積極的に推進することを掲げている。

- ・ 看護分野を国際化の視点で考えた場合には、グローバルな視点で、健康問題や海外の多様な文化や社会制度等を理解し、看護を通じて国際協力・支援する方法を学習する国際看護学の導入が必要となる。

イ 災害時に対処できる看護職員養成

- ・ 県は、災害対応を従前から重要課題として捉え、総合計画の中で、東海地震等大規模災害が発生したときに、迅速かつ的確な災害対応を行うことができる人材育成の重要性について示してきた。今回の東日本大震災を契機に、県民の生活を守る危機管理への対応はますます重要となってきたことが確認された。このため、災害発生直後の緊急的な看護活動から復興期における心のケア等までの長期的な看護活動に対処できる能力を養う看護教育は重要となってきた。

ウ 県立大学ならではの特色ある看護教育

- ・ 国では、多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提とし、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合い、患者の状況を的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進している。
- ・ 県は、専門看護師や認定看護師、法制化が検討されている特定看護師等、医療現場においてチーム医療の中心的役割を担う質の高い看護師養成の必要性について、総合計画の中で示している。
- ・ 県立大学は、看護学部のほか、薬学部、食品栄養科学部、国際関係学部、経営情報学部の5学部と、短期大学部（歯科衛生学科、社会福祉学科）を持つ総合大学であるため、これらの人的、物的資源を活用し、チーム医療の中で、薬剤師、管理栄養士等、他の職種と連携して、看護の専門性を発揮できる人材の育成に資するなど県立大学ならではの特色ある看護教育を行うことは重要である。

エ 社会人を対象とした看護教育

- ・ 県は、県立大学に対し、地域に開かれた大学として、大学の知的資源や施設を活用し、社会人を対象とした教育を積極的に行うことを求めている。そのため、就業後も最新の看護を学べる場を提供するなどのリカレント教育（学校教育終了後の教育）の充実や、専門性を高め地域社会に貢献できる人材の育成を目指した大学院教育の充実（助産師、認定看護師、専門看護師や、法制化の動向を視野に入れた特定看護師（仮称）の養成など）にも取り組む必要がある。

（3）静岡県の対応

県立大学は、県が設立した静岡県公立大学法人が設置・運営する大学であることから、県民の期待に応えるべき役割を担っている。そのため、設立団体である

県は、地域に立脚した県立大学の教育研究活動を支援していく必要がある。

「静岡県立大学看護教育拡充基本計画」で示した看護学部統合の基本方針や人材養成の方針は、県が定める「中期目標」に適合し、更に、県が掲げる資格取得後に目指す質の高い看護職員養成にも資するものである。

また、県立大学が行うとする看護教育についても、県立大学ならではの特色あるものとして、高く評価できる。

このため、県は、県立大学が行う看護教育の充実を積極的に支援することとし、短期大学部看護学科の看護学部統合に伴う施設整備について支援を行う。

なお、支援を行うに当たっては、既存施設の活用を最大限に図ることを前提とする。

統合時期については、医療、看護を取り巻く課題に早急に対応する必要があるが、教員の確保や施設整備などの準備期間を考慮し、平成 26 年 4 月を目途とする。

○県立大学看護学部統合の施設整備全体像

	区分	施設	備 考
施設 場所	谷田キャンパス	既存施設	1 年生の教養教育施設として継続使用
	小鹿キャンパス	既存施設	講義室等の既存施設活用、図書館等の増設
		新看護学部棟 整備	実習・実験室等

静岡県立大学の看護統合に係る取組

* 静岡県立大学が策定した「静岡県立大学看護教育拡充基本計画」の内容について、その方向性、実現性等を踏まえ、県が要約したものである。

○静岡県立大学の看護統合に係る取組

1 静岡県立大学における看護教育の方向性

(1) 県立大学看護学部の拡充（短期大学部との統合）

- ・看護教育を取り巻く状況を踏まえ、有為な人材を育成し地域に還元していくため、3年課程の短期大学を4年課程の大学教育に発展的に統合し、より質の高い看護教育を行うことで、地域の公的教育機関としての役割を担うこととする。

(2) 統合に当たっての基本方針

- ・短期大学部看護学科を廃止し、看護学部へ統合して、入学・収容定員を増員する。
- ・看護学部においては、質の高い看護師・保健師の養成を行い、大学院においては、高度専門職業人として、助産師、専門看護師等の養成を目指す。
- ・資質向上を目指す短期大学卒等の看護師有資格者を受け入れるため、3年次における一定の編入学定員を置く。

現状	(単位：人)			統合後	(単位：人)		
	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	
県立大学 看護学部	55	10	240	⇒	120	25	530
短期大学部 看護学科	80	—	240				
計	145		480	145		530	

- ・これまで、看護学部の学生に対し、看護師教育と保健師教育の統合教育を行ってきたが、看護師教育については、新たに専門性を高めるための教育課程を計画することとし、保健師教育については、選択制を前提とした教育体制を検討していく。
- ・県内の医療機関等との連携をより充実させ、県内の看護職員の臨床能力向上支援、看護研究支援を図る。
- ・統合に当たっては、施設・設備や組織体制の整備が必要となるため、平成26年4月を目途に進めていく。
- ・編入学定員の増員時期については、平成30年4月とする。

2 統合後の教育研究活動の方向

＜看護学部の方向性＞

3年制の短期大学部看護学科を廃止し、4年制の看護学部に統合することにより、教養教育の充実による人間的深化と成長、豊かな人間性の構築に係る人間関係・コミュニケーション能力の向上、地域医療を含む視野の広い総合的な看護職員をこれまで以上に輩出できる。さらに、看護学部・看護学研究科の教育研究機能が充実することにより、地域の看護職員の資質向上、地域医療の充実に貢献できる。

統合後は、現在の看護学部の理念を引き継ぐとともに、社会の要請及び医療・看護の高度化の状況を踏まえ、教育目標、人材養成の方針などを発展させ、これまでの看護学部の教育研究成果を活用しつつ、教育研究活動を更に進めていく。

また、医療現場における看護職員に対する支援や看護の質の向上などの要請に応えるために、看護職員の生涯教育を支援していく。

(1) 看護学部の理念

人間尊重の理念に基づき、変動する社会の要請に応じて、看護職員の役割を認識し、専門的知識・技術に裏付けされた判断によって主体的に行動できる人材を育成する。また、将来にわたって保健・医療・福祉における課題に積極的に取り組み、人々の健康生活の向上に寄与する人材を育成する。

(2) 教育目標

- ア 生命の尊厳を基盤とし、人間を身体的、心理的、社会的存在として総合的に理解できる能力を養う。
- イ 科学的根拠に基づいた系統的な知識を状況に応じて適用し、論理的かつ批判的（クリティカル）に判断する能力を養う。
- ウ 看護実践に必要な専門的知識、技術及び姿勢を修得し、個人及び集団の健康上の課題を適切に解決する能力を養う。
- エ 対象者とその家族、地域住民と看護職員としての関係を積極的に形成し、発展させる能力を養う。
- オ 保健・医療・福祉チームの一員として、対象者とその家族、地域住民及び他の専門職と協働できる能力を養う。
- カ 看護職員としての高い倫理観を持ち、時代・社会の変化に対応するために、常に自己研鑽に努め、看護職員の担うべき役割を主体的に追究することができる能力を養う。
- キ 国際的視野を持ち、国際社会の中で保健・医療・福祉分野の交流や協力ができる基礎能力を養う。

(3) 人材養成の方針

人間尊重の理念に基づき、変動する社会の要請に応じて、看護職員の役割を認識し、専門的知識・技術に裏付けられた判断によって、主体的に行動できる人材を育成するとともに、将来に渡って保健・医療・福祉における課題に積極的に取り組み、人々の健康生活の向上に寄与する人材を育成する。

また、県立大学の公的教育機関という性格に鑑み、病院を含めた地域のさまざまな機関において健康の護り手として活躍する、看護判断力と実践能力を身に付けた質の高い看護師及び保健師を養成する。

卒業後は、県内の医療機関、保健福祉施設、行政機関等を中心に、全国的に、更には国際的にも活動の場を発展させ、保健・医療・福祉関連のさまざまな領域で社会に貢献できる人材を輩出する。

ア 科学的論理的思考能力を持ち、質の高い看護を実践できる人材の育成

イ 研究能力と自己学習能力を持ち、時代の変化に対応できる創造的な看護職員の養成

ウ チーム医療の中で看護の専門性を発揮できる人材の育成

エ 地域の保健医療ニーズに的確に応え、活躍できる看護職員の養成

オ 国際的視野を持ち、多様な文化や価値観を認め、深い人間性と高い倫理観を持って社会に貢献できる看護職員の養成

カ 災害時に貢献できる看護職員の養成

<大学院看護学研究科の方向性>

専門的知識と実践能力を活用して、教育・実践・研究活動を担う看護職員の養成を目指す。

さらに、看護学の学術研究を通じて社会に貢献できる研究者や教育者の養成、特定の看護領域の高度専門職業人や、保健・医療・福祉等に携わる専門職の協働においてマネジメント能力を発揮できる人材の育成を目指していく。

(1) 育成する人材

ア 豊かな人間性で見識をもった看護職員の養成

イ 高度な専門知識や技術を修得した人材の育成

ウ 研究や人材開発能力を修得した人材の育成

エ 広く社会のニーズに的確に対応できる人材の育成

(2) その他資格等

高度専門職業人の養成として、助産師、専門看護師等の養成を目指す。

また、認定看護師、認定看護管理者や、国の制度化の動向等に応じて、特定看護師（仮称）等の養成に係る対応を検討する。

3 2キャンパスにおける教育体制

統合後の教育場所については、現在の谷田キャンパスと小鹿キャンパスの資源を有効に活用しつつ、学生数の増加に対応したキャンパスの整備が必要である。

小鹿キャンパスは、校舎棟施設建設の余地があり、保健・医療・福祉教育の拠点としての短大の資源を活用できるといったメリットがあるため、統合後は、小鹿キャンパスに看護学部及び看護学研究科を移設することが望ましいと考える。ただし、総合大学としての基盤を有する県立大学のメリットを学生が享受できるよう、以下のとおり、2キャンパスでの教育体制を確保する。

看護学部1年次は、主として全学共通科目を谷田キャンパスで行うが、実習室などを使用する専門科目が配置されていることから、1週間のうち1日程度は小鹿キャンパスで講義等を行い、2年次～4年次の科目は小鹿キャンパスで講義等を行う。

全学共通科目を担当する教員は、その大半は谷田キャンパスを拠点とする他学部にも所属する専任教員を配置し、教育体制に支障がないようにする。

こうした教育体制の中、2キャンパスで教育を実施することによって学生や教員に過度の負担が生じることをないよう留意する。

4 併設機関

○健康長寿地域連携センター（仮称）

県立大学は、「地域貢献」を中期計画の柱に据え、本県の発展に寄与していくこととしている。看護教育の拡充に伴って小鹿キャンパスが医療・福祉系の教育研究拠点として充実されるのに際し、県立大学の薬、食品栄養、環境、看護、歯科衛生、社会福祉等の教育・研究資源を活かして、県民の保健・医療・福祉の向上や安全・安心で活力のある地域づくりを支援することを目的として、県民や地域社会等との連携・協働・交流の推進機関となる「健康長寿地域連携センター（仮称）」を設置する方向で進める。

5 施設・設備等の整備

本取組の実現に当たっては、統合後も現状の看護学部と同水準程度の施設が必要であるため、学生数の増加に対応した施設・設備を新たに小鹿キャンパスに整備する必要がある。

(1) 整備に係る基本方針

看護学部・看護学研究科の教育内容、教育課程の円滑な展開を踏まえること、2キャンパスにおける円滑な運営を図ること、既存施設の活用を最大限図ることを念頭におく。